

ISSUE BRIEF

審判制度の廃止をめぐる動き

—独占禁止法改正案について—

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 744 (2012. 3. 29.)

はじめに

I 平成 17 年改正と審判制度

- 1 平成 17 年改正前
- 2 平成 17 年改正後

II 独占禁止法改正案について

- 1 改正に至る経緯
- 2 改正案のポイント
- 3 改正案に対する評価

おわりに

<参考> 諸外国の執行・不服審査制度

平成 22 年 3 月、公正取引委員会が行う審判制度の廃止をその主な内容とする独占禁止法改正案が、第 174 回通常国会に提出された。同法案は、会期中に成立に至らず、継続審査とされたが、その後も審査が進んでおらず、第 180 回通常国会にて衆議院経済産業委員会に付託され、現在も継続審査とされている。

本改正案は、公正取引委員会の行う審判制度を廃止し、排除措置等の処分に対する不服申立ては東京地方裁判所が扱うものとする事、また、意見聴取手続等の処分前手続の整備を図ることをその主な内容としている。

本稿は、国政審議の参考として、日本の審判制度の改廃をめぐる動きと本改正案の内容を概観し、最後に、諸外国における独占禁止法の執行・不服審査制度の概要について紹介するものである。

経済産業課

とちお たかこ
(栃尾 多佳子)

調査と情報

第 7 4 4 号

はじめに

企業の経済活動を規律する基本法として、近年、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号 以下「独占禁止法」という）の重要性はますます高まっている。過去には、運用の低調な時代もあったものの、平成に入って以降、公正取引委員会の組織も強化され、より積極的に運用されるようになった。独占禁止法は、社会や経済の変化にあわせ、度々改正されてきたが、平成12年の民事差止請求制度の導入、平成14年の刑事罰の強化等に引き続き、平成17年には課徴金算定率の引上げ、課徴金減免制度（リニエンシー）の導入、犯則調査権限の導入、審判制度の改正等を盛り込んだ大改正がなされた。

その後も、平成21年には課徴金の適用範囲を拡大する改正が行われるなど、独占禁止法の運用の強化、厳罰化が進む中、特に経済界を中心として、公正取引委員会の行う審判制度の見直し、処分前の手続保障の拡充を求める声が上がっていた¹。

このような中、平成22年3月には、公正取引委員会が行う審判制度の廃止を主な内容とする独占禁止法改正案が、内閣によって、第174回通常国会に提出された。同法案は、会期中に成立に至らず、閉会中審査とされたが、その後も審議は進まず、平成24年1月、第180回通常国会にて衆議院経済産業委員会に付託され、現在も継続審査中である。

本稿は、改正案の概要を解説するとともに、併せて各国独占禁止法の執行及び不服審査手続について紹介し、本改正案の審議の参考とするものである。

I 平成17年改正と審判制度

1 平成17年改正前

審判制度は、戦後60年以上存続しているが、現行の審判制度は、平成17年の独占禁止法改正により、大きく変更された後のものである。平成17年改正前の手続では、排除措置命令の前に審判を行う事前審査型審判方式であった（図1参照）。

この手続では、公正取引委員会は、独占禁止法違反の疑いがある場合、調査を行い、調査の結果、排除措置をとるべきと判断した場合、勧告を行い、それに事業者側が応諾する場合には、「勧告審決」により排除措置を命じる。しかしながら、事業者が、勧告に応諾しない場合は、審判手続を開始し、審判審決により排除措置を命じることとなる（審判の途中で争うのをやめた場合は「同意審決」となる）。この審決に不服がある事業者は、東京高等裁判所に審決の取消を求める訴えを提起することができる。

課徴金の納付を命ずべき事案では、排除措置命令にかかる審判が終了した後、意見申述・証拠提出の機会等を経て、課徴金納付命令が発せられる。課徴金納付命令に不服がある場合、事業者は、公正取引委員会に審判請求を行う。公正取引委員会は、審判手続を経て審決を下すが、この公正取引委員会の審決に不服がある場合、東京高等裁判所にその取消を求めることができる。

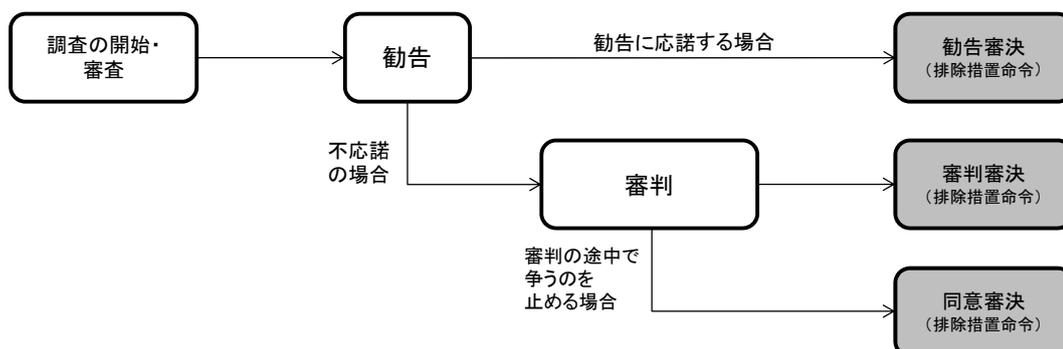
事前審査型審判方式は、排除措置命令という重大な影響を与える処分を下すにあたり、

¹ 日本経済団体連合会「独占禁止法の抜本改正に向けた提言—審査・不服申立ての国際的イコールフットィングの実現を—」2007.11.20. <<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2007/091.html>>; 同「公正取引委員会による審判制度の廃止及び審査手続の適正化に向けて」2009.10.20. <<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2009/086.html>>など。

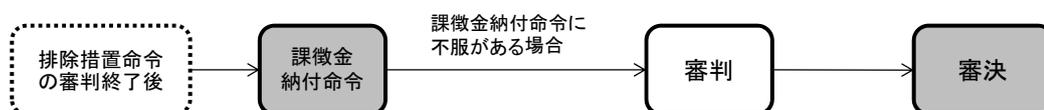
裁判に似た慎重な手続を経て処分を行うことができるというメリットがある半面、排除措置命令が確定するまでに時間がかかり、迅速な違反除去という目的が達成できないデメリットがある。また、審判が開始されると課徴金納付命令が失効することから、事業者の中には、支払の引延しのために審判請求を行う者や、談合事件等では、指名停止を受ける時期を遅らせるため、勧告に応諾せず、審判で争って引延しを図る例がみられるといった弊害が指摘されていた²。

図1 平成17年改正前の手続

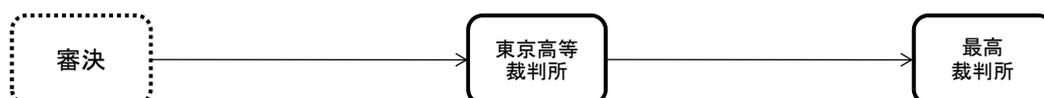
1. 排除措置命令にかかる手続



2. 課徴金納付命令にかかる手続



3. 処分を争う場合の手続(取消訴訟)



(出典) 公正取引委員会ホームページなどを参考に筆者作成。

2 平成17年改正後

(1) 公正取引委員会による処分及び審判手続

上記のデメリットを踏まえ、迅速で実効性のある執行の確保を目的として、平成17年には、審判制度の改正を含む独占禁止法の大改正がなされた³。これにより、事前審査型審判制度は不服審査型審判（事後審判）制度へと形を変えることとなった（図2参照）。

改正後の手続では、公正取引委員会は、調査の結果、違反行為があると認められた企業に対して、あらかじめ命令の内容等を通知し、意見申述・証拠提出の機会を付与した後、

² 独占禁止法基本問題懇談会『独占禁止法基本問題懇談会報告書』2007.6.26, p.27.

<<http://www8.cao.go.jp/chosei/dokkin/kaisaijokyo/finalreport/body.pdf>>

³ 平成17年改正では、他にも課徴金算定率の引上げ、リエンシーの導入、犯則調査権限の導入等の改正が行われた。

審判手続を経ることなく直ちに排除措置命令を発する⁴。

排除措置命令を受けた事業者は、不服がある場合、公正取引委員会に審判請求を行う。審判請求を受けた公正取引委員会は、審判官による審判手続を経て、審決を行う。この審決に不服がある事業者は、更に東京高等裁判所に審決取消の訴えを提起できる。なお、公正取引委員会の審決を経ることなく、裁判所に直接、排除措置命令等の取消訴訟を提起することは認められない。

課徴金納付命令についても同様の手続により行われる。

(2) 公正取引委員会の審決に対する不服申立て

公正取引委員会の審決に不服がある者は、東京高等裁判所に審決取消訴訟を提起することとなるが、通常の取消訴訟とは異なり、①実質的証拠法則（独占禁止法第 80 条）及び②新証拠の提出制限（同法第 81 条）が認められている。

ここでは、複雑な経済事案に対して公正取引委員会の持つ高い専門性とそれに基づく判断を尊重する意味から、①公正取引委員会の認定した事実は、これを立証する実質的な証拠がある場合には裁判所を拘束し（実質的証拠法則）、②裁判における新たな証拠の申出は、審判において、公正取引委員会が正当な理由なく当該証拠を採用しなかった場合、又は重大な過失なく当該証拠を提出できなかった場合に限られる（訴訟における新証拠の提出制限）、とされる。

図2 平成 17 年改正後の手続

1. 排除措置命令にかかる手続

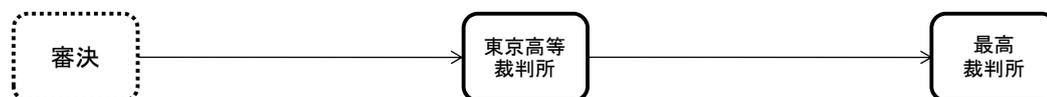


2. 課徴金納付命令にかかる手続



※排除措置命令にかかる手続と並行して進めることができる。

3. 処分を争う場合の手続（取消訴訟）



（出典）公正取引委員会ホームページなどを参考に筆者作成。

事後審判制度の導入に対しては、「早期に処分がなされるとともに、審判の件数は減少していると評価でき、一定の成果を上げていると考えられる」⁵との評価もある一方、公正取引委員会の行う審判では、公正な審理が確保されるか不信感が払拭できないとして、そ

⁴ 独占的状态に対する競争回復措置を命ずる処分については、その影響の重大性に鑑み、審判を経て処分を行う事前審査型審判手続が残された。

⁵ 前掲注 2, pp.29-30.

の廃止を求める意見も聞かれた⁶。

Ⅱ 独占禁止法改正案について

1 改正に至る経緯

平成 17 年改正後の事後審判手続については、改正法成立時から、主に経済界を中心として批判があった。すなわち、公正取引委員会が、検察官役と審判の裁判官役を兼ねており公平性に欠ける⁷、公正取引委員会が一旦決定した処分について、審判手続を経たうえで、同じ公正取引委員会の委員が結論をだすのでは、結果が覆ることは極めて困難であると考えられる⁸、などである⁹。

これを受けて、改正法成立直後の平成 17 年 7 月には内閣府独占禁止法基本問題懇談会が設置され、審判制度の在り方について、引き続き検討がなされた。懇談会では、事前審査型審判方式、事後審判方式、審判制度の廃止（取消訴訟方式）について比較検討されたが、平成 19 年 6 月、一定の条件が整った段階で、事前審査型審判方式を改めて採用することが適当であるとの報告がなされた¹⁰。

その後の公正取引委員会での検討案や他の団体からの意見の中には、違反類型ごとに審判と取消訴訟を分ける案¹¹や、事業者が審判・取消訴訟を選択できる案¹²、事前審判制度を維持する案¹³などもみられた。

しかしながら、平成 21 年 6 月に成立した平成 21 年改正独占禁止法附則では、「審判手続に係る規定について、全面にわたって見直すものとし、平成二十一年度中に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされ、また、衆・参両議院の経済産業委員会附帯決議においては、審判手続に係る規定については、「全面にわたって見直すものとし」、「検討の結果として、現行の審判制度を現状のまま存続することや、平成 17

⁶ 日本経済団体連合会「「独占禁止法基本問題」に関するコメント」2006.8.1. <<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2006/057.html>>; 事前審査型審判を廃止したことは賢明な選択であったが、事後審判制度を導入したことは問題があるとするものとして、村上政博「独占禁止法の展開、国際標準としての競争法へ取消訴訟への移行と裁量的課徴金の創設」『ビジネス法務』8(7), 2008.7, p.59.

⁷ 根岸哲「独禁法執行のための行政手続と司法審査－公取委の審判制度廃止論との関連において－」『経済法学会年報』31号, 2010, p.1; 日本経済団体連合会 前掲注 6 など。

⁸ 日本弁護士連合会「「独占禁止法における違反抑止制度の在り方等に関する論点整理」に対する意見」2006.9.5, pp.11-12. <<http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/060905.pdf>>; 村上 前掲注 6 など。

⁹ 日本音楽著作権協会 (JASRAC) は、2009 年 2 月に公正取引委員会から排除措置命令を受け、審判で争っていたが、命令を取り消すとする審決案が JASRAC 側に伝えられており、そのまま確定する見通しである。

「JASRAC 独占ない」『日経 MJ』2012.2.6.

¹⁰ 前掲注 2, p.23.

¹¹ 公正取引委員会が当初、検討していた案。違法性が明らかで事実認定が主たる争点となるカルテルや談合については取消訴訟型、経済に対する専門的な知見が必要とされる私的独占や企業合併等については公正取引委員会の事前審査型審判に戻す折衷案。「審判制度、見直し先送り 独禁法、与党内調整つかず」『朝日新聞』2009.2.13. など。

¹² 排除措置命令等に不服がある場合、審判請求と裁判所への取消訴訟のいずれかを選択できるとする案。日本弁護士連合会 前掲注 8 pp.10-11; 事前審判と地方裁判所への取消訴訟を選択できるとする案として、経済同友会「独占禁止法における審判制度についての意見」2008.11.27. <<http://www.doyukai.or.jp/policyproposals/articles/2008/pdf/081127a.pdf>> など。

¹³ 経済法研究者有志「独占禁止法等の改正案に関する意見」『法律時報』80(5), 2008.5, pp.94-95.

年改正以前の事前審判制度へ戻すことのないよう、審判制度の抜本的な制度変更を行うこと」とされた¹⁴。

これを受け、公正取引委員会は、平成 21 年 12 月、審判制度を廃止する方針を決定し、翌平成 22 年 3 月、第 174 回通常国会に独占禁止法改正案が提出された。

2 改正案のポイント

改正案のポイントは、①審判制度の廃止、②新たな不服申立手続の整備（取消訴訟方式）、及び③排除措置命令等の行政処分を行う際の意見聴取手続等の整備の 3 つである。

①審判制度の廃止

公正取引委員会の行う事後審判制度は廃止する。また、平成 17 年改正前の事前審査型審判制度も採用しない¹⁵。

②新たな不服申立手続（取消訴訟方式）

排除措置命令、課徴金納付命令に対する不服の申立ては、直接、裁判所に対して行うこととする。第一審の管轄は地方裁判所とするが、高い専門性を確保するため、東京地方裁判所の専属管轄とする。裁判所での審理は、3 名の裁判官からなる合議体で行われ、場合によっては 5 名の裁判官による合議も可能とする。

なお、審判制度が廃止されたことに伴い、実質的証拠法則及び訴訟における新証拠の提出制限の規定は削除される。

③排除措置命令等の行政処分を行う際の意見聴取手続等の整備

排除措置命令等の処分を行う前の手続について、当事者の手続保障が確保され、十分な防御活動を行うことができるよう手続の更なる充実・整備を図る。

具体的には、①意見聴取手続を管理する手続管理官（「指定職員」）の制度を新設し、②公正取引委員会が認定した事実を立証する証拠の閲覧・謄写（謄写については、自社又は自社の従業員が提出した物証及び供述証拠に限る）を認める。

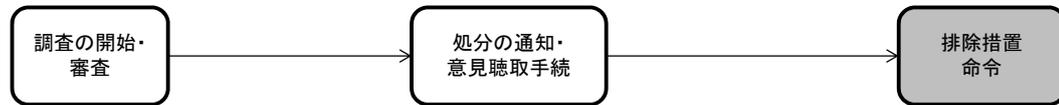
以上の改正案による手続をまとめたものが図 3 である。

¹⁴ 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」第 171 回国会衆議院経済産業委員会議録第 10 号 平成 21 年 4 月 24 日 pp.25-26; 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」第 171 回国会参議院経済産業委員会議録第 15 号 平成 21 年 6 月 2 日 p.18.

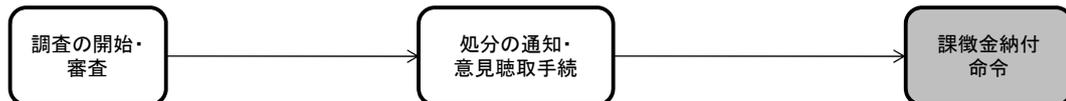
¹⁵ 平成 17 年改正後も残っていた独占的企業に対する措置を命ずる場合における事前審査型審判（前掲注 4 参照）は廃止することとし、「競争回復措置命令」の制度を新たに定めることとする。なお、その手続は、排除措置命令に関する手続規定を準用する。

図3 改正案で検討されている手続

1. 排除措置命令にかかる手続



2. 課徴金納付命令にかかる手続



3. 処分を争う場合の手続(取消訴訟)



(出典) 公正取引委員会ホームページなどを参考に筆者作成。

3 改正案に対する評価

今回の改正案に対しては、処分前の意見聴取手続の部分も含め様々な評価がなされている。日本経済団体連合会は、公正取引委員会の行う審判制度では公平性に疑問があるとして、その廃止を強く求めていたが、その立場からは要望が実現されたといえるであろう。また、競争法の手続として、大陸法系の国では取消訴訟型が採用されており、これが国際標準になっているとの声もある¹⁶。しかしながら、今回の改正内容が本当に事業者にとって望ましいものとなっているのかについては、疑問を呈する声もあり¹⁷、以下のような点が指摘されている。

- ① 裁量処分に対する裁判所の審査の基準、事業者側の立証責任の程度などによっては、必ずしも、今より事業者側にとって有利になるとは限らない¹⁸。
- ② 専門性のある裁判官を確保できるのか。複雑な経済事案を取り扱うにあたって、専門的な裁判官が育つまでの間、不公正で事業者にとって不利な判決がでる恐れがある¹⁹。
- ③ ②の問題に対処するためにも、東京地方裁判所を第一審の専属管轄としているが、地方在住の事業者にとっては、利便性に反する²⁰。

¹⁶ 村上 前掲注6, p.60. 日本は大陸法系の法制をとる国とされている。

¹⁷ 常岡孝好「独占禁止法における事前手続と不服申立て手続のあり方」『公正取引』No.724, 2011.2, pp.46-54.

¹⁸ 公正取引委員会の裁量処分に対する裁判所の審査の基準や範囲は今の時点では明確ではなく、また、事業者側の競争促進効果の立証が不十分な場合には、公正取引委員会の判断を尊重して、事業者に不利な判断がなされる可能性がある。常岡 同上; 根岸哲「独禁法執行手続の改正の行方」『自由と正義』62(12), 2011.11, pp.10-11. など。

¹⁹ 常岡 同上, pp.55-56.

²⁰ 内田衡純・笹井かおり「公正取引委員会における審判制度の廃止」『立法と調査』No.304, 2010.5, p.49.

また、公正取引委員会にとっても、審判制度が廃止されることにより負担が軽減され、特に、事前審査型審判制度に比べると、簡易な手続で処分が下せるようになるというメリットがある半面²¹、下記のような懸念も指摘されている。

- ④ 審判制度の廃止は、独立行政委員会たる公正取引委員会の存立根拠にも影響を与えることになる²²。
- ⑤ 審判制度の下、審決が蓄積されることで一定のルールが確立されてきたが、その先例法創造機能が弱まる。

おわりに

平成 17 年の事後審判制度への改正の直後からその在り方が再検討されてきた審判制度であるが、紆余曲折を経たものの、経済界からの強い要望もあり、その廃止を内容とする改正案が提出され、審議されることとなった。審判制度の廃止については、問題点も指摘されており、国会での審議が注目される。また、本改正案が成立した場合、その不服の申立ては東京地方裁判所を専属管轄とする取消訴訟で扱われることとなり、裁判所の負担が増えることが予想される。取消訴訟では、当初の意図のとおり公平で中立的な判断が行われ、また複雑な経済事案の取扱いに精通した裁判官により、審理が長期化することなく迅速な判断が下されることが期待されている。

なお、平成 21 年改正時の衆議院経済産業委員会附帯決議では、審判制度の見直しだけでなく、調査段階での手続保障の在り方について、代理人の選任・立会・供述調書の写しの交付等について前向きに検討を行うこととされた。これらの点についても、今後の更なる検討が期待されている。

²¹ 常岡 前掲注 17

²² 準司法的手続といわれ、事実上の第一審機能を担う審判制度の存在が、公正取引委員会が独立行政委員会制をとる重要な根拠であり、審判制度の廃止によりその根拠が失われるのではないかと懸念。平林英勝「公正取引委員会の審判廃止がもたらすもの」『筑波ロージャーナル』4号, 2008.9, pp.50-52; 根岸 前掲注 18, p.11. など。

＜参考＞諸外国の執行・不服審査制度

以下では、諸外国の執行・不服審査制度の概要について紹介する²³。各国の独占禁止法の執行手続は、大きく分けて、事前審判を経て処分を決定する米国型と、審判型ではない意見聴取の手続を経て処分を決定する EU 型に分かれる。また、処分に対する最初の不服申立についても、裁判所が扱う国、独立の審判所が扱う国、裁判所と執行機関による審判が選択できる国など様々である。

表 1 諸外国の執行・不服審査制度

国名	執行機関	執行手続	不服審査
①米国	司法省反トラスト局 連邦取引委員会	(司法省反トラスト局) 裁判所による執行 (連邦取引委員会) 行政法判事の主宰する審判を経て連邦取引委員会による決定がなされる。	連邦控訴裁判所
②英国	公正取引庁	決定案を関係人に告知、意見の陳述を経て公正取引庁による決定がなされる。	競争控訴審判所
③ドイツ	連邦カルテル庁	警告書を関係人に送付、事業者の意見の陳述・聴聞を経て連邦カルテル庁による決定がなされる。	デュッセルドルフ 高等裁判所
④フランス	競争委員会	異議告知書の送付とそれに対する意見書の提出・聴聞を経て、競争委員会による決定が行われる。	パリ控訴院
⑤EU	欧州委員会	異議告知書の送付とそれに対する答弁書の提出・聴聞、諮問委員会の協議を経て欧州委員会による決定がなされる。	普通裁判所
⑥韓国	公正取引委員会	公正取引委員会の委員による審判（全会議・小会議）を経て決定がなされる。	公正取引委員会 又は ソウル高等裁判所

(出典) 公正取引委員会「世界の競争法」<<http://www.jftc.go.jp/worldcom/html/top.html>>などをもとに筆者作成。

①米国

連邦競争法²⁴の執行は、司法省反トラスト局 (Antitrust division, Department of Justice:

²³ 各国の手続の概要については、公正取引委員会ホームページ「世界の競争法－米国 (2008 年 1 月)、英国 (2008 年 11 月)、ドイツ (2011 年 9 月)、フランス (2010 年 12 月)、EU (2010 年 2 月)、韓国 (2008 年 11 月)」(括弧内は 2012 年 2 月 27 日時点での最終更新月) <<http://www.jftc.go.jp/worldcom/html/top.html>> ; 越知保見「英独仏及び米国 FTC の最新の競争法執行手続と日本の新執行手続」『国際商事法務』Vol.38 No.5, 2010, pp.585-600.などを参考とした。

²⁴ シャーマン法、クレイトン法、連邦取引委員会法及びその修正法から成る。この他、各州法による規制も

DOJ) 及び連邦取引委員会 (Federal Trade Commission: FTC) により行われる²⁵。DOJ が管轄する事案では、DOJ は、調査の結果、違反行為の存在が認められる場合には、連邦地方裁判所に提訴することで違反行為の中止、処罰を図る²⁶。

一方、FTC は、自ら審査を行い、審査の結果、違反が認められる場合には、自ら排除措置を命ずることができる。

FTC の執行手続は、処分の前に審判を行う事前審査型審判方式である。FTC は、違反が認められる場合には、事業者に命令案を通知し、命令案について交渉を行う。事業者側と合意に達した場合には同意命令²⁷により事件を終結させることもできるが、合意に至らない場合、審判が開始される。審判は、FTC と被審人の主張を審判官が判断する対審構造で行われる。審判官は行政庁の職員ではあるが、職権行使の独立と身分保障が認められた行政法判事 (ALJ) が務める。

審判官が仮決定を行った後、異議申立てがない場合には仮決定がそのまま最終決定となる。仮決定に対し異議申立てがある場合には FTC が再審査を行い、最終決定を下す。最終決定に対して不服がある場合、被審人は、連邦控訴裁判所に提訴することができる²⁸。

②英国

競争法の執行は、公正取引庁 (Office of Fair Trading: OFT)、競争委員会 (Competition Commission)、規制当局の長など複数の機関によって担われている²⁹。

この中で、OFT は、議長及び理事から成る合議体の組織で、反競争的協定及び支配的地位の濫用行為、カルテル罪に関する執行を担っている³⁰。OFT は、違反の疑いがある場合、調査を開始し、違反があると認められる場合には、排除措置を命じ、又は制裁金を課すことができる。これらの措置を命じる前には、相手方に異議告知書が送付され、相手方は、これに対して意見を陳述する機会が与えられる。

OFT の決定に対しては、競争控訴審判所 (Competition Appeal Tribunal: CAT) ³¹に対して不服を申し立てることができる。

③ドイツ

ドイツにおける執行機関は、連邦カルテル庁 (Bundeskartellamt) である。連邦カルテル庁は、違反の疑いがある場合、調査を開始し、違反があると認められる場合には、排除

存在する。

²⁵ 米国の執行手続については、前掲注 23 のほか、松下満雄「米国反トラスト法の執行手続—わが国独占禁止法執行手続改正動向と関連して—」『国際商事法務』Vol.38 No.8, 2010, pp.1027-1031; 経営法友会著・法務ガイドブック等作成委員会編『欧米競争法ガイドブック』(経営法友会ビジネス選書 15) 商事法務, 2009, pp.94-101; 村上政博『アメリカ独占禁止法—アメリカ反トラスト法— (第2版)』弘文堂, 2002, pp.22-30.などを参考にした。

²⁶ DOJ はシャーマン法とクレイトン法を、FTC はクレイトン法と連邦取引委員会法を所管する。

²⁷ FTC 競争局と事業者側が同意命令案を締結した後、FTC が同案を承認し、一般に公示する。利害関係者からの意見も踏まえて、FTC が一定期間内に承認を撤回しない限り、同意命令案と同一の同意命令が下される。

²⁸ 連邦控訴裁判所では、実質的証拠法則が認められる。

²⁹ 英国の執行手続については、前掲注 23 のほか、栗田誠「英国競争法の執行手続」『国際商事法務』Vol.38 No.8, 2010, pp.1040-1044.を参考にした。

³⁰ 競争委員会は、公正取引庁から付託を受けて、主に独占市場における濫用行為や企業結合事案を取り扱う。

³¹ 競争法の問題を主として扱う独立の審判所。

措置等の処分を命じることができる。これらの措置を命じる前には、異議告知書（警告書）が当事者に送付され、事業者はこれを受けて意見を陳述することができる。これらをもとに連邦カルテル庁が排除措置命令等の決定を行う。

連邦カルテル庁の処分に不服がある場合は、デュッセルドルフ高等裁判所に訴えを提起することができる。

④フランス

フランスにおける執行機関は、競争委員会（Autorité de la concurrence）である。競争委員会は、違反の疑いがある場合、調査を開始し、違反が認められる場合には、関係人に異議告知書を送付する。関係人は告知書に対して答弁を行う。競争委員会は、関係人から提出された意見書や聴聞の結果をもとに、排除措置命令、制裁金支払命令等の決定を下す。

競争委員会の決定に対しては、パリ控訴院に対して不服申立てが可能である。パリ控訴院の判決に不服がある場合、更に破毀院に上訴することができる。

⑤EU

EUにおける執行機関は欧州委員会である³²。欧州委員会は、違反があると疑われる場合、調査を開始し、違反が認められる場合には、排除措置を命じ、制裁金を課すことができる。違反があると認められる場合、欧州委員会は、関係人に異議告知書を送付し、関係人からの答弁書の提出、聴聞、諮問委員会への協議等の手続を経て、決定を行う。

欧州委員会の決定に不服がある場合、関係人は、普通裁判所（General Court）に提訴できる。普通裁判所の決定に不服がある場合、更に上級裁判所（Court of Justice）に上訴できる。

⑥韓国

韓国における執行機関は、（韓国）公正取引委員会である³³。公正取引委員会は、独占禁止法違反の疑いがある場合、調査を開始する。調査終了後は、審査報告を作成し、証拠資料を添えて公正取引委員会の全員会議又は小会議³⁴に提出すると同時に、被審人にも送付する。被審人はこれに対して意見書を提出する。意見書が提出された後、事件は各会議の審議に付される³⁵。審議は、期日に審判廷で行われ、原則として1回で終了することが予定されており、審査官及び被審人出席の下、双方が意見を述べる形で行われる。各会議における審議の結果、違反が認定されれば、是正命令、課徴金納付命令等の処分がなされる。

公正取引委員会の処分に不服がある者は、①公正取引委員会に異議の申立てを行うか、又は、②（①を経ずに直ちに）ソウル高等裁判所に訴えを提起することができる。

³² EUの執行手続については、前掲注23のほか、井上朗『EU競争法の手続と実務』民事法研究会2009, pp.150-170; 経営法友会著・法務ガイドブック等作成委員会編 前掲注25, pp.83-92などを参考にした。

³³ 韓国の執行手続については、前掲注23のほか、中山武憲「韓国独占禁止法における違反事件処理手続」『国際商事法務』Vol.38 No.8, 2010, pp.1050-1054.を参考にした。

³⁴ 韓国公正取引委員会は、5名の常任委員と4名の非常任委員から成り、委員全員で構成される全員会議と1名の常任委員を含む3名の委員で構成される小会議に分けられる。

³⁵ 審議を効率的に進めるため必要がある場合には、各会議の審議に付す前に、事件を審議準備手続に付すことができる。